

暮らしに役立つ情報や悪質商法に遭わないようにするための情報をお伝えする

すけ坊かわら版

No.
78

令和5年
3月15日発行

足立区消費者センターキャラクター
あなたの暮らしのおたすけ隊
“はりきり！すけ坊”



足立区消費者センター

〒123-0851 足立区梅田 7-33-1 エル・ソフィア 2 階
☎3880-5385 消費生活相談専用 ☎3880-5380
相談時間：平日午前9時～午後4時45分（年末年始を除く）



住宅の賃貸借契約で トラブル発生！！



こうならないために
どうすればいいの？

防ぐための
ポイントは
裏面に

困ったときは電話で相談
消費者センターへ！

03-3880-5380

トラブル回避には

入居時

と

退去時

がポイント!

自分のつけたキズじゃないのに!

トラブル①を防ぐためには…

入居時

退去時

に**物件の現状を必ず確認!**

確認する時のポイント

- キズや汚れ等は写真を撮って、証拠となる記録を残し、貸主側に確認する。
- 貸主側と一緒に物件を確認し、「このキズは入居前からあった!」など、気になる点はその場で主張する。

※貸主側=大家や管理会社など



原状回復はどちらの負担!?

トラブル②を防ぐためには…

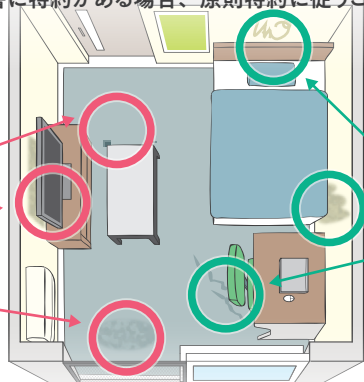
入居時

に**どちらが「原状回復」の費用を負担するのか、契約前に契約書の内容をよく確認する!**

※契約書に特約がある場合、原則特約に従うことになります。

**貸主負担になる場合
経年劣化や通常損耗**

家具の設置による床のへこみ、設置跡
テレビ、冷蔵庫等の後部壁面の黒ずみ(電気ヤケ)
床、畳の日照等による変色
壁(クロス)の日照等による変色



**借主負担になる場合
故意・過失等による損耗**

落書き
喫煙等による変色・臭い
引っ越し作業等で生じたひっかきキズ

※上記の負担区分は一般的な例示であり、損耗等の程度によって異なる場合があります。

退去時

に

もし納得できない請求をされたら、貸主側に説明を求める!

- 物件を確認する際のチェックリスト、原状回復の負担などくわしく知りたい場合は、東京都住宅政策本部が作成した「賃貸住宅トラブル防止ガイドライン」を参照してください。



こんなことも…

**入居中も
ご用心!**

トイレの修理や鍵の紛失などで「インターネットで検索をして『料金500円〜』などと記載された業者に依頼をしたら、高額請求された!」という相談も寄せられています。

対策 1

まずは貸主側に連絡し、対応について相談しましょう。

対策 2

現場の状況次第では作業内容や料金等が変わるため、広告などの料金をうのみにしないこと。